

議案第 14 号

東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年東近江市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。